

| | | |
|-----|---|---|
| 四 | 水銀及びその化合物 | 水銀の量に関して、 0.0005 mg/l 以下であること。 |
| 五 | セレン及びその化合物 | セレンの量に関して、 0.01 mg/l 以下であること。 |
| 六 | 鉛及びその化合物 | 鉛の量に関して、 0.01 mg/l 以下であること。 |
| 七 | ヒ素及びその化合物 | ヒ素の量に関して、 0.01 mg/l 以下であること。 |
| 八 | 六価クロム化合物 | 六価クロムの量に関して、 0.05 mg/l 以下であること。 |
| 九 | シアン化物イオン及び塩化シアン | シアンの量に関して、 0.01 mg/l 以下であること。 |
| 十 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10 mg/l 以下であること。 |
| 十一 | フッ素及びその化合物 | フッ素の量に関して、 0.8 mg/l 以下であること。 |
| 十二 | ホウ素及びその化合物 | ホウ素の量に関して、 1.0 mg/l 以下であること。 |
| 十三 | 四塩化炭素 | 0.002 mg/l 以下であること。 |
| 十四 | 一・四―ジオキサン | 0.05 mg/l 以下であること。 |
| 十五 | 一・一―ジクロロエチレン | 0.02 mg/l 以下であること。 |
| 十六 | シス―一・二―ジクロロエチレン | 0.04 mg/l 以下であること。 |
| 十七 | ジクロロメタン | 0.02 mg/l 以下であること。 |
| 十八 | テトラクロロエチレン | 0.01 mg/l 以下であること。 |
| 十九 | トリクロロエチレン | 0.03 mg/l 以下であること。 |
| 二十 | ベンゼン | 0.01 mg/l 以下であること。 |
| 二十一 | クロロ酢酸 | 0.02 mg/l 以下であること。 |
| 二十二 | クロロホルム | 0.06 mg/l 以下であること。 |
| 二十三 | ジクロロ酢酸 | 0.04 mg/l 以下であること。 |
| 二十四 | ジブロモクロロメタン | 0.1 mg/l 以下であること。 |
| 二十五 | 臭素酸 | 0.01 mg/l 以下であること。 |
| 二十六 | 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和) | 0.1 mg/l 以下であること。 |
| 二十七 | トリクロロ酢酸 | 0.2 mg/l 以下であること。 |

| | | |
|-----|---|---|
| 二十八 | ブロモジクロロメタン | 0.03 mg/l 以下であること。 |
| 二十九 | ブロモホルム | 0.09 mg/l 以下であること。 |
| 三十 | ホルムアルデヒド | 0.08 mg/l 以下であること。 |
| 三十一 | 亜鉛及びその化合物 | 亜鉛の量に関して、 1.0 mg/l 以下であること。 |
| 三十二 | アルミニウム及びその化合物 | アルミニウムの量に関して、 0.2 mg/l 以下であること。 |
| 三十三 | 鉄及びその化合物 | 鉄の量に関して、 0.3 mg/l 以下であること。 |
| 三十四 | 銅及びその化合物 | 銅の量に関して、 1.0 mg/l 以下であること。 |
| 三十五 | ナトリウム及びその化合物 | ナトリウムの量に関して、 200 mg/l 以下であること。 |
| 三十六 | マンガン及びその化合物 | マンガンの量に関して、 0.05 mg/l 以下であること。 |
| 三十七 | 塩化物イオン | 200 mg/l 以下であること。 |
| 三十八 | カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300 mg/l 以下であること。 |
| 三十九 | 蒸発残留物 | 500 mg/l 以下であること。 |
| 四十 | 陰イオン界面活性剤 | 0.2 mg/l 以下であること。 |
| 四十一 | (四S・四aS・ハR)―オクタヒドロ―四・ハ―ジメチルナフタレン―四a(2H)―オール(別名ジェオスミン) | 0.00001 mg/l 以下であること。 |
| 四十二 | 一・二・七・七―テトラメチルピシクロ―二・二―「メチルインボルネオール」 | 0.00001 mg/l 以下であること。 |
| 四十三 | 非イオン界面活性剤 | 0.02 mg/l 以下であること。 |
| 四十四 | フェノール類 | フェノールの量に換算して、 0.005 mg/l 以下であること。 |
| 四十五 | 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 5 mg/l 以下であること。 |
| 四十六 | pH値 | 五・八以上八・六以下であること。 |
| 四十七 | 味 | 異常でないこと。 |
| 四十八 | 臭気 | 異常でないこと。 |
| 四十九 | 色度 | 五度以下であること。 |
| 五十 | 濁度 | 一度以下であること。 |